

一関市入札制度等見直し、改善の取組【概要版】

1 一関市入札制度等改革本部（設置日：令和6年6月25日）

(1) 組織図

一関市入札制度等改革本部	法令遵守確立 検討部会
目的：職員法令遵守の確立、及びこれまで行ってきた入札事務を検証し、不正入札の再発防止策を検討し、立案する。	・利害関係者との接触に関する基準の立案 ・法令遵守に係る職員研修の実施
・本部長 市長 ・副本部長 副市長、教育長 ・本部員 部長級職員及び監査委員事務局長 ・外部委員 岩手県理事兼総務部副部長 松村 達 氏 国土交通省東北地方整備局企画部技術開発調整官 大澤尚史 氏 一般社団法人東北建設業協会連合会 専務理事 畠山浩晃 氏 齊藤・笹村法律事務所 弁護士 笹村恵司 氏 刑事コメンテーター 佐々木成三 氏 一関市最高情報統括責任者補佐官 高橋邦夫 氏	構成員 部会長：総務部長 部会員：政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など
	入札事務見直し・改善検討部会
	・これまでの入札事務の検証 ・落札率など入札結果の分析 ・入札事務の見直し、改善案の立案
	構成員 部会長：総務部長 部会員：総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関清掃センターの各課長など

(2) 開催状況等

① 改革本部

7回（令和6年6月25日、7月16日、8月1日、8月23日、10月4日、11月27日、12月26日）

② 検討部会

法令遵守確立検討部会 3回、入札事務見直し・改善検討部会 6回

③ 外部委員への意見照会

入札事務の現状に対する意見等の照会：8月7日

入札制度等の見直し、改善案に対する意見等の照会：11月19日

2 事件の概要

	対象入札	当時の職	罪 名	内 容
元職員に係る事件	令和元年度から令和3年度までに執行した配水管布設替工事等7件の入札	水道部給水課長又は上下水道部次長兼水道課長	官製談合防止 法違反 公契約関係競売入札妨害 加重収賄	元職員が、株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話を利用して設計額を教示し、その見返りとして飲食等の接待を受けた。 動機について、元職員は公判において、漏水対応への協力や市の水道事業を推進するためなどと述べた。 元職員は、盛岡地方裁判所に起訴され、懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金23万6,601円の判決を言い渡され、同判決が確定した。
建設部都市整備課職員に係る事件	令和4年度及び令和5年度に執行した機械設備工事等3件の入札	建設部参事兼都市整備課技術担当課長	官製談合防止 法違反 公契約関係競売入札妨害	都市整備課課長補佐（以下「職員」）が、株式会社フジテック岩手の元会長及び元取締役並びに株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話を利用して設計額を教示した。 動機について、職員は公判において、入札不調により工事が遅れ、施設利用者などに迷惑がかかるのを避けるためなどと述べた。 職員は、盛岡地方裁判所に起訴され、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を言い渡されたが、この判決を不服とし、令和6年12月14日付けで仙台高等裁判所に控訴した。

3 市職員への聴取結果

(1) 水道工事関係職員への聴取結果について

① 聴取期間 令和6年6月27日～7月3日

② 聴取方法 書面による

③ 対象職員 48名（総務部契約、上下水道部総務、上下水道部工事・設計の各部門）
※ 令和元年度から6年度までの間で在籍したことのある職員

④ 聴取項目及び結果

聴取項目（抜粋）	回答（同意の回答は集約）
今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。	知らなかった。噂も聞いたことがなかった。(48名)
元職員の行動で気になったことはなかったか。	ない。(48名)
庁舎外で利害関係者との会席に出席したことがあるか。※業界団体主催のものを除く。	
利害関係者から金品を受け取ったり、接待を受けたことがあるか。	
利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。	ない。(47名) ある。(1名) → 断った。
入札に関し、事業者からはたらきかけを受けたことがあるか。	ない。(47名) 「予定価格を教えろ」と言われたことがある。(1名) → 断った。

(2) 建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果について

① 聴取期間 令和6年7月19日～7月25日

② 聴取方法 書面による

③ 対象職員 32名（令和3年度以降の総務部契約及び建設部設計部門、被疑事件の対象となった入札の予算執行部門）

④ 聴取項目及び結果

聴取項目（抜粋）	回答（同意の回答は集約）
今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。	知らなかった。噂も聞いたことがない。(32名)
今回の事案以外で、入札に関する不適切な事務処理（入札情報の漏洩など）を何か知っているか。	知らない。(32名)
逮捕された現職の職員（以下「当該職員」）の行動で気になったことはなかったか。	ない。(21名) 元気がなかった。(6名) 入札の不調があると落ち込んでいた。(1名) 他、「当該職員と面識がない」など。(4名)
先に発覚した元職員の逮捕について、当該職員は何か話していたか。様子や行動で気になることはなかったか。	何も聞いていない。(6名) 話題にしなかったのが、今思えば不自然かもしれない。(3名) 他、「わからない」「会っていない」など。(23名)
利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。	ない。(32名)
入札に関し、事業者からはたらきかけを受けたことがあるか。	
公用の電話やパソコン以外を用いて業務上繋がりのある事業者と連絡することはあるか。	ある。(10名) → 閉庁時の緊急連絡など。 ない。(22名)

市職員への聴取結果、今回の事件に係る案件以外の入札において、入札情報が漏洩している疑い及び職員の不適切な行動は認められなかった。

4 服務規範、公務員倫理の確立

(1) 一関市職員倫理規程の制定

① 目的等	職務に係る倫理を保持するうえで遵守すべき事項等を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保する。
② 対象となる職	地方公務員法に規定されている一般職に属する一関市の職員
③ 利害関係者との禁止行為（主なもの）	金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 無償で物品又は不動産の貸付や役務（サービス）の提供を受けること。 供応接待を受けること。 遊技、旅行をすること。
④ 贈与等の報告	職員は、事業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は講演等の報酬（職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬に限る。）の支払いを受けたときは、金額や年月日、相手方等を記載した贈与等報告書を提出する。
⑤ 制定及び施行年月日	令和6年9月30日

(2) 法令遵守に係る職員研修

① 目的	専門家による研修を通じて、利害関係者との関わり方やルールについて理解と認識を深め、公務員としての高い倫理観を醸成し法令遵守意識を徹底することにより、職員による不正・不祥事の再発防止と、組織としてのモチベーションの維持向上を図る。
② 研修内容	職員と利害関係者との関わり方やルールについて 職員と組織のモチベーションの維持向上について
③ 研修講師	刑事コメンテーター 佐々木 成三 氏
④ 対象	全職員（会計年度任用職員を含む）、行政委員会委員等 ※ 全職員数2,314人（令和6年7月1日時点）
⑤ 研修期日	令和6年8月19日、20日、9月10日、11日 計4日
⑥ 研修形態	集合研修、オンライン研修又は録画配信による研修
⑦ 受講者数	2,135人

5 入札結果の検証

- (1) 平成30年度から令和5年度まで執行した水道施設（管布設）工事及び管工事の入札360件中、落札率が100%であった入札は8件あったが、落札者が事前に設計額等を知り得ていたと断定できる入札はなかったものと推察される。

No.	入札日	入札方式	件名	入札者数	落札額（予定価格）	備考
1	平成30年 8月29日	指名競争入札	市道清水原一関線配水管布設替工事	6	9,100,000	次点入札額 9,260,000円
2	平成30年 10月30日	指名競争入札	千厩支所庁舎旧正副議長室他改修（機械設備）工事	5	4,000,000	失格業者有
3	令和元年 7月31日	制限付一般競争入札	市道白浜線配水管布設替工事	6	18,300,000	次点入札額 18,400,000円
4	令和元年 8月29日	制限付一般競争入札	市道郵便局通り線配水管布設替工事	5	13,000,000	再度の入札で落札
5	令和元年 9月27日	指名競争入札	藤沢第2分団第2部第2班消火屯所建設（機械設備）工事	4	1,250,000	再度の入札で落札
6	令和2年 3月25日	指名競争入札	藤沢こども園空調設備設置工事	6	3,030,000	再度の入札で落札

7	令和4年 5月31日	制限付一般競争入札	市道藤沢馬場線送配水管布設替工事	7	20,000,000	再度の入札で落札
8	令和4年 10月26日	指名競争入札	市営関が丘アパート7号棟受水槽更新工事	8	8,600,000	設計額見直しによる入札

【落札率が100%となった要因と想定されること】

- ・1回目の入札で落札者が決定せず、再度の入札により落札者が決定した。（No.4～7）
- ・落札額の次点となる入札額と落札額との差が小差であり、設計を見込みやすい工事であった。（No.1、3）
- ・当初執行した入札において、参加した全ての事業者が失格となったため、設計を見直し改めて執行した入札（No.8）
- ・最低制限価格を下回る価格で入札し、失格となった事業者があり、落札者が最低価格を入札したものではなかった。（No.2）
- ・事業者が入札金額として設定しやすい予定価格（1,000万円又は100万円単位）であった（No.2、4、7）。

(2) 他市等との比較における当市の落札率の傾向

	岩手県及び県内 全市	一関市	県内全市における 最高落札率
平成20年度から令和4年度までの全工種の平均落札率	93.4%	96.0%	96.0%
平成30年度から令和4年度までの直近5年間の平均落札率	94.5%	97.2%	97.2%
令和3年度	94.7%	97.0%	97.2%
令和4年度	93.5%	97.4%	97.7%

※ 総務省及び国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」再集計

【落札率の傾向】

- ・岩手県及び県内全市の中で、当市の平均落札率は最も高くなっている。
- ・県内14市の直近5年間の平均落札率について、96%を超えている市は、当市を含め6市あるが、当市は、岩手県及び県内他市に比べ、高い傾向にあると言える。

【想定される要因】

- ・市内事業者の工事費の積算精度が高くなっていることが想定される。
- ・入札の段階では非公表としている歩掛や資材単価が記載された金額入りの工事設計書を、当該工事の契約締結後、入札に参加した事業者等が情報公開制度により公文書開示請求を行っており、設計額の積算内容を積極的に確認し、それ以降に執行される入札の積算において参考としているものと推察。
- ・市が独自に定めている資材単価等一覧についても公表はしていないが、公文書開示請求のあった事業者等に開示。
- ・当市における契約に関する開示請求の件数は、令和元年度は74件であったが、令和5年度は413件と大きく増加。また、県内他市の契約に関する開示請求は、確認できた市において当市以外で最多であった市は130件程度であった。

6 当市の入札における課題等

区分	項目	課題等
1 入札情報の管理体制及び管理方法について	(1) 起案や決裁に関するもの	① 予算担当、設計担当、契約担当と、設計額や予定価格の設定に関わる人数が多い。【外部委員】 ② 工事や契約に関する起案文書への設計額の記載の必要性を検討する必要がある。【外部委員】 ③ 紙による意思決定を続ける限り、決裁に関わる職員以外にも入札情報が見えてしまうリスクが顕在する。【外部委員】
	(2) データの保存等に関するもの	① 入札前の設計書データの一部が、課内で共有している業務用のフォルダに保存されているため、課内の他系の職員が見ることが出来る状態であった。 ② 印刷誤りなどで生じた設計書等（紙）を廃棄するまでの間、課内共有の機密文書廃棄場所に保管しているため、課内の職員が設計額を見ることが出来る状況であった。
2 入札の不正に係る監視、抑止体制について	(1) 事業者の不正抑止や職場における牽制体制に関するもの	① 事業者においても公正な入札を妨害することに伴うデメリット（罰則等）について周知を図っていくことも必要である。【外部委員】 ② 入札に関する不正を行った事業者に対する措置や損害賠償の厳格化が必要ではないか。 ③ 政府の電子調達システムのようなシステムを取り入れ、事業者とはシステムを利用したやり取りに限定するのが望ましい。【外部委員】 ④ 入札に関する有識者による監視委員会（又は適正化委員会）の設置を検討していただきたい。【外部委員】 ⑤ 新規参入がしにくいと既存事業者のみの入札となり、これが談合につながる場合があることから、新規参入がしやすい基準や手続とする必要がある。【外部委員】 ⑥ 市内部及び外部からの「通報制度」の運用の充実も、不正防止に効果が期待できる。【外部委員】 ⑦ 設計同の決裁後、入札までの間に上司から設計額を聞かれても、何の疑問もなく答えていた。
	(2) 研修及び組織、人事に関するもの	① 継続して法令遵守の意識定着に努め、職員一人ひとりが法令遵守について適切に認識し対応しているかチェックする仕組みを構築していくことが重要である。【外部委員】 ② 技術系職員の人事交流を活性化させるなど、定期的な人事異動を行うことにより、職員と事業者等が過度に密接に繋がるリスクを低減させていくことが必要である。【外部委員】 ③ 事業者との直接的な関係や利害関係がないかを確認するため、家族構成、交友関係、過去の職務履歴など職員の定期的な身上調査を実施することも一つの方法と考えられる。【外部委員】 ④ 職員が入札に関わる業務に従事する際に、関係する事業者やその関係者との個人的な関係について申告を義務付ける制度の導入も効果的と考える。【外部委員】
3 入札制度について	(1) 入札方式に関するもの	① 総合評価落札方式は、価格と品質（施工能力・技術提案）の総合的に優れた者と契約する方式で、設計と評価に関わる者は相互に独立し、入札に関する情報は、原則、相互に知り得ないことから、再発防止策としては効果があると考える。【外部委員】
	(2) 予定価格に関するもの	① 予定価格の作成に関わる人数が多い。【外部委員】 ② 機密性を担保する点から、予定価格や最低制限価格もデジタル（電子入札システム）で決定するのが望ましいと考える。（情報へのアクセスは、ログで確認できる。）【外部委員】

※ 外部委員…現在の当市の入札事務に対する外部委員から提出された意見等。

7 入札制度等の見直し、改善（再発防止策）

6に記載した当市の入札における課題等を踏まえ、(1)から(5)までの各視点により、入札制度等の見直し、改善に取り組むこととした。また、これら取組については、定期的又は随時に見直しを行っていく。

(1) 予定価格及び設計額の漏洩による利害を生じさせない	予定価格又は設計額の漏洩に係る利害を排除するため、現在、契約締結後に公表している市営建設工事の入札に係る予定価格について、入札前に公表することを試行する。 対象入札：制限付一般競争入札及び指名競争入札の一部 対象工種：全工種 対象件数：年間の全入札件数の2～3割程度 工種、設計額、参加資格などを考慮し、一関市指名業者資格審査会において選定 試行開始時期：令和7年4月以降に公告又は指名通知する入札
(2) 事業者側の談合を抑止する	① 事業者の不正行為を抑止するため、資格登録業者に対して、不正行為に対する罰則や措置、市の職員倫理規程などを定期的に周知する。 ② 指名停止期間について、公契約関係競売入札妨害などの不正行為に対する指名停止期間の上限を、現在の24月から、地方自治法施行令に規定されている上限期間の36か月に拡大する。 適用開始：令和7年4月1日から ○指名停止期間が36月とされる事案の想定例 以下のいずれにも該当する場合 ・市職員に対する贈賄、又は市が発注する業務に関する入札妨害であること ・事業者内において組織的に（会社ぐるみで）行われ、かつ、複数の事業者が関係した入札妨害や贈賄で、その首謀者であること ・逮捕又は公訴された容疑が、贈賄と談合など複数であること ・不正が行われた入札が複数であること ③ 公契約関係競売入札妨害などの不正行為があった場合の損害賠償について、速やかに賠償金の請求を行い、併せて、不正行為を行った事業者に対して、厳しい対処を示すことにより不正行為の抑止を図るため、損害賠償の予定として特約する違約金特約条項を契約条項に付する。 また、その賠償金の額は、請負金額（契約金額）の10分の1とする。 開始時期：令和7年4月1日以降に締結する契約
(3) 入札における客観性及び透明性を確保する	契約締結後、落札金額や入札参加業者名などの入札結果を入札案件ごとに個別に公表しているが、入札における客観性及び透明性をより高めるため、当該月の入札結果をひと月ごとに取りまとめた一覧などを公表する。 開始時期：令和7年4月以降に公告又は指名通知する入札
(4) 入札及び契約に従事する職員の意識啓発並びに適切な情報管理を行う	① 工事等設計担当者及び契約事務担当者に対し、入札や契約に特化した法令遵守に関する定期的な周知及び研修を行う。また、工事等設計担当者及び契約事務担当者を含む全職員に対して、一関市職員公益通報制度の周知に努め、実効性の確保及び向上を図る。 ② 入札及び契約に係る情報を適切に管理するため、入札前の設計書データは、庁内のネットワーク上に職員ごとに設定されている各個人のフォルダに保存する。また、入札前に確認などのために行う設計データ等の印刷は必要最小限とし、廃棄処分する設計書等は、廃棄するまでの間、施錠可能なロッカー等に保管する。
(5) 入札及び契約に係る不正を抑止する組織体制	① 人事異動方針において、公正な職務の執行の確保を図る旨及び同一職場等に係る継続年数に関し、職種や業務内容等を総合的に勘案して判断する旨を新たに定め、同方針に基づき、定期的な人事異動（基本：同一職場在職5年、採用10年以内の職員：同一職場在職3年）を実施する。 ② 毎年度実施している所属長による職員面談において、家族や親類への利害関係者の有無やその関係性などに関する聴取（身上確認）を行う。
(6) 継続して検討等を行う事項	① 決裁方法を含む入札事務の電子化は、電子契約の導入など、今後の入札、契約事務のデジタル化を見据えた施策と合わせて継続して検討する。 ② 入札参加資格や等級別区分などの見直しは、地元企業の受注機会の確保並びに地元企業の育成及び地元経済の活性化を目的とした地元企業優先発注方針との整合を図りながら、見直しについての検討を進める。 ③ 総合評価落札方式の導入は、当市において、平成20年度から令和元年度まで同方式を試行したその結果のほとんどが、価格のみによる入札方式と変わらなかったこと、入札に係る事務手続が大幅に増加することなど、発注者、受注者双方に負担が生じる課題が大きいことから、関係団体の意見を聴きながら、負担の軽減や公平な評価の方法などについて、継続して検討する。